

# 高齢者 補聴器

申請受付開始

令和7年

7/1 (火)

## 購入費用の一部を助成します

### 対象者

**!!** 助成決定前に購入した補聴器は助成対象外です

※次のいずれにも該当する人

- 市内に住所を有する **65** 歳以上の人
- 両耳の聴力レベルが30デシベル以上70デシベル未満であって、身体障害者手帳(聴覚障害に係るもの)の交付対象とならない人
- 補聴器の装用により聴力が改善すると医師が判断した人
- 労働者災害補償保険法その他の法令に基づく、補聴器購入の助成を受けていない人
- 過去 **5** 年以内に、この事業による助成を受けていない人

### 助成額

## 補聴器の購入費の2分の1

(千円未満切り捨て)

※助成上限額は下記表のとおり

世帯区分	助成上限額
市民税非課税	30,000円
市民税課税	15,000円

### 対象外費用

以下の費用は対象外となります。

- 付属品のみ購入
- 診察料
- 検査等の受診費用
- 文書料
- 補聴器の修理、保守及び電池交換にかかる費用

### 助成対象機器

左右いずれかの耳に装着する医療機器認証を取得した補聴器本体1台分  
(補聴器付属の電池、充電器、イヤモールド等を含む)



## ① 申請書類を受け取る

長寿介護課にお問い合わせいただき、助成の要件に当てはまることを確認した後に、申請書類をお渡しいたします。

## ② 医療機関を受診し、意見書を取得

※日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会認定補聴器相談医または身体障害者福祉法第15条第1項に規定する指定医であれば、下記表の掲載の有無や市内外に関わらず受診可能です。

※事前に予約が必要な場合があります。

※意見書作成料とは別に受診検査費用がかかります。

意見書の作成が可能な市内の診療所は下記表のとおりです。

診療所	電話番号	住所
いのうえ耳鼻咽喉科	0587-38-4133	八劔町六反田17-1番地
いわくら耳鼻咽喉科	0857-66-4533	西市町西市31-4



## ③ 補聴器販売店で相談・見積書作成

言語聴覚士又は認定補聴器技能者が在籍する補聴器販売店(市外でも可)で、相談、試聴を行い、購入する補聴器が決まったら見積書を取得します。

## ④ 申請

申請書、意見書及び見積書を長寿介護課に提出します。  
(助成対象世帯構成員全員の市民税の額が確認できる書類が必要な場合があります。)

## ⑤ 決定

審査の結果、助成を決定した方に次の2つの書類をお送りします。

- ・岩倉市難聴高齢者補聴器購入費助成決定通知書
- ・岩倉市難聴高齢者補聴器購入費助成請求書

## ⑥ 購入

見積書を取得した販売店で補聴器を購入します。(領収書の宛名は助成対象者名)

## ⑦ 請求

岩倉市難聴高齢者補聴器購入費助成決定通知書にて決定を通知した金額を、岩倉市難聴高齢者補聴器購入費助成請求書に領収書の写しを添えて、ご請求ください。

詳しくは、  
岩倉市ホームページを  
ご確認ください。

